



## 宮崎県公報

令和8年3月31日（火曜日）号外 第22号

発行・印刷 宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 64,800円

## 目次

条 例

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課) 1
○宮崎県税条例の一部を改正する条例	( " ) 2

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）
- 改正の理由及び主な内容  
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第22号）
- 改正の理由及び主な内容  
地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 施行期日  
この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第21号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和27年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）の規定に基づき、自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の税率及び徴収方法等について宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 (種別割の税率) 第1条の2 特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車及び特例法第4条第7項に規定する合衆国軍隊の所有する自動車	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）の規定に基づき、自動車税の税率及び徴収方法等について宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 (自動車税の税率) 第1条の2 特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車及び特例法第4条第7項に規定する合衆国軍隊の所有する自動車

のうち専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもの(以下「合衆国軍隊の構成員等の自動車」という。)に対する種別割の税率は、県税条例第61条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割は、この条例で定めるところにより普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

(種別割の普通徴収の手続)

第3条 前条の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、毎年5月21日から同月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、賦課期日後に納税義務が発生した種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、知事が定める。

3 [略]

(種別割の証紙徴収の手続)

第4条 第2条の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年5月中(賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌々月中)において、県の発行する証紙(別記様式第1号)を知事から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済印(別記様式第2号)の検印を受けたときに完了するものとする。

3 新規登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。)の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の自動車について地方税法(昭和25年法律第226号)第177条の10第1項の規定により課する種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、県税条例第62条の3第3項の申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後、前項の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 前項の場合において、種別割の納税義務は、申告書又は報告書に納税済印を受けたときに完了するものとする。

のうち専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもの(以下「合衆国軍隊の構成員等の自動車」という。)に対する自動車税の税率は、県税条例第61条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(自動車税の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

(自動車税の普通徴収の手続)

第3条 前条の規定により自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、毎年5月21日から同月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、賦課期日後に納税義務が発生した自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合の納期は、知事が定める。

3 [略]

(自動車税の証紙徴収の手続)

第4条 第2条の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税の納税義務者は、毎年5月中(賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌々月中)において、県の発行する証紙(別記様式第1号)を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に納税済印(別記様式第2号)の検印を受けたときに完了するものとする。

3 新規登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。)の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の自動車について地方税法(昭和25年法律第226号)第157条第1項の規定により課する自動車税を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、県税条例第62条の3第3項の申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後、前項の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 前項の場合において、自動車税の納税義務は、申告書又は報告書に納税済印を受けたときに完了するものとする。

別記様式第1号中「自動車税(種別割)証紙」を「自動車税証紙」に、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、この条例の施行の日以後に納税義務が発生する自動車税から適用し、令和7年度分までの同日前に納税義務が発生した自動車税の種別割については、なお従前の例による。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)	(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)
第3条 [略]	第3条 [略]

2 知事は、次に掲げる税目の県税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。

(1)～(5) [略]

(6) 自動車税（環境性能割及び法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する種別割に限る。）

(7) [略]

3～6 [略]

(県税の納税管理人)

第20条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第153条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けた納税義務者等は、申請した事項に異動が生じたときは、その異動が生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(県税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第153条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定により申告すべき納税管理人について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第177条の17、第194条又は第700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

[略]	
7 災害により自動車について損害を受けた者で、その損害の金額が当該資産の価格の2分の1以上であるもの	自動車税（種別割に限る。）
[略]	

(種別割の非課税の範囲)

第60条の2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) [略]

2 営利を目的としない法人で規則に定めるものが国又は地方公共団体が所有する自動車を直接その本来の事業の用に供しているときは、当該自動車に対する種別割を課さない。

(種別割の税率)

第61条 種別割の税率は、別表第2に定める額とする。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、トラック又は特種用途車でトラ

2 知事は、次に掲げる税目の県税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。

(1)～(5) [略]

(6) 自動車税（法第158条第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に限る。）

(7) [略]

3～6 [略]

(県税の納税管理人)

第20条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第151条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第151条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けた納税義務者等は、申請した事項に異動が生じたときは、その異動が生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(県税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 徴収金の納付又は納入義務者が法第29条、第72条の9、第73条の10、第79条、第151条及び第190条並びに第745条第1項において準用する第355条の規定により申告すべき納税管理人について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(県税の減免)

第23条 知事は、法第72条の62、第73条の31、第164条、第194条又は第700条の62の規定に基づき次の表の左欄に掲げる者に限り、それぞれ同表の右欄に掲げる税目の県税を減免することができる。

[略]	
7 災害により自動車について損害を受けた者で、その損害の金額が当該資産の価格の2分の1以上であるもの	自動車税
[略]	

(自動車税の非課税の範囲)

第60条の2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) [略]

2 営利を目的としない法人で規則に定めるものが国又は地方公共団体が所有する自動車を直接その本来の事業の用に供しているときは、当該自動車に対する自動車税を課さない。

(自動車税の税率)

第61条 自動車税の税率は、別表第2に定める額とする。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、トラック又は特種用途車でトラ

クに類するもののうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの種別割の税率は、別表第2に定める額に別表第4に定める額を加算した額とする。

4 ロータリー・エンジンを搭載した自動車の種別割の税率は、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。以下同じ。）に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第1項及び前項の規定を適用する。

5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの種別割の税率は、別表第5に定める額とする。

（種別割の納期）

第62条 種別割の納期は、5月21日から同月末日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収するものの納期は、県税・総務事務所の長が定める。

3 [略]

（環境性能割の納付の方法）

第62条の2 環境性能割の納税義務者は、環境性能割の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

（種別割の徴収の方法）

第62条の3 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 種別割の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る種別割については、法第177条の13第1項の申告書又は報告書を知事に提出する際、当該種別割額に相当する現金を納付し、当該申告書に納税済印を受けなければならない。

4 法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

（種別割の徴収の方法の特例）

第62条の4 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

（環境性能割の報告の義務）

第62条の5 自動車の取得をした者は、その取得価額が環境性能割の免税点以下である場合又は当該自動車が法第150条第1項各号に掲げる自動車である場合には、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに報告書を知事に提出しなければならない。

クに類するもののうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの自動車税の税率は、別表第2に定める額に別表第4に定める額を加算した額とする。

4 ロータリー・エンジンを搭載した自動車の自動車税の税率は、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。以下同じ。）に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第1項及び前項の規定を適用する。

5 第1項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有するバス又は特種用途車でバスに類するもののうち専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するものの自動車税の税率は、別表第5に定める額とする。

（自動車税の納期）

第62条 自動車税の納期は、5月21日から同月末日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収するものの納期は、県税・総務事務所の長が定める。

3 [略]

第62条の2 削除

（自動車税の徴収の方法）

第62条の3 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請があった自動車について法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税の納税義務者は、前項の規定による証紙徴収の方法に係る自動車税については、法第160条第1項の申告書又は報告書を知事に提出する際、当該自動車税額に相当する現金を納付し、当該申告書に納税済印を受けなければならない。

4 法第160条第1項の申告書又は報告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第62条の4 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、法第160条第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

## (種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第63条 法第 177条の13第 1 項の規定により申告書又は報告書を提出した後において、その申告した事項に異動が生じたときは、当該異動が生じた事項について、同項の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、種別割の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条の2第 1 項第 1 号の規定に該当する自動車については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

## (環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第63条の3 環境性能割の納税義務者が法第 160条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## (種別割に係る不申告等に関する過料)

第64条 種別割の納税義務者が法第 177条の13の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## (身体障害者等に対する環境性能割の減免)

第64条の2 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)、身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者(この条及び次条において「常時介護者」という。)が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者(次条において「一定の身体障害者等と生計を一にする者」という。)の自動車の取得を含む。)に対しては、環境性能割を減免することができる。

## (身体障害者等に対する種別割の減免)

第64条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車(一定の身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は常時介護者が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、1台に限り、種別割を減免することができる。

## (身体障害者等の利用に供する自動車に対する環境性能割の減免)

第64条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得(第64条の2に規定する自動車の取得を除く。)又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

## (身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の減免)

第64条の5 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(第64条の3に規定する自動車を除く。)に対しては、種別割を減免することができる。

(中古自動車販売業者の所有する自動車に対する種別割の減免)

## (自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第63条 法第 160条第 1 項の規定により申告書又は報告書を提出した後において、その申告した事項に異動が生じたときは、当該異動が生じた事項について、同項の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、次に掲げる事項の報告を求めるものとする。ただし、第60条の2第 1 項第 1 号の規定に該当する自動車については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

## (自動車税に係る不申告等に関する過料)

第64条 自動車税の納税義務者が法第 160条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 第64条の2 削除

## (身体障害者等に対する自動車税の減免)

第64条の3 知事は、身体障害者等(身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下この条において同じ。)又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下この条において同じ。))をいう。以下この条及び第64条の5において同じ。)が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者で自ら運転をしないものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は常時介護者(身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者をいう。)が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、1台に限り、自動車税を減免することができる。

## 第64条の4 削除

## (身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免)

第64条の5 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(第64条の3に規定する自動車を除く。)に対しては、自動車税を減免することができる。

(中古自動車販売業者の所有する自動車に対する自動車税の減免)

第64条の6 知事は、賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に規定する許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合を除く。）、道路運送車両法第4条に規定する登録を受けている自動車、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

（公的医療機関に対する環境性能割の減免）

第64条の7 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院又は診療所（以下「公的医療機関」という。）の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

（公的医療機関に対する種別割の減免）

第65条 知事は、公的医療機関が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、種別割を減免することができる。

（国又は地方公共団体に無償で使用されている自動車等に対する種別割の減免）

第66条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免することができる。

（1） [略]

（2） 公益上その他特別の事情により種別割の減免を必要とする自動車と認められる自動車と規則で定めるもの

附 則

（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年）」とする。

（環境性能割の非課税対象路線）

第11条 法附則第12条の2の10に規定する道府県の条例で定める路線は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線その他の規則で定める路線とする。

（種別割の税率の特例）

第12条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）、法第177条の7第1項第3号イ（1）に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く

）  
第64条の6 知事は、賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に規定する許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示し（修理等のために展示できない場合を除く。）、道路運送車両法第4条に規定する登録を受けている自動車、当該登録に係る所有者及び使用者が同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

（公的医療機関に対する自動車税の減免）

第65条 知事は、公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。））の開設する病院又は診療所をいう。）が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、自動車税を減免することができる。

（国又は地方公共団体に無償で使用されている自動車等に対する自動車税の減免）

第66条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を減免することができる。

（1） [略]

（2） 公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要すると認められる自動車と規則で定めるもの

附 則

（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年）」とする。

第11条 削除

（自動車税の税率の特例）

第12条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車と内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出

。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車等(営業用の乗用車及び営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。))に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの

ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)、法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条第6項で定めるものをいう。以下この条において同じ。))に該当するものを除く。以下同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。))で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項で定めるものに適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

であって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

であって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び営業用の特殊用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この項において同じ。）に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第5項で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネ

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

[略]

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの法律の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び自家用の特種用途車のうちキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第61条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に定める額とする。この場合において、同条第4項に規定する自動車については、総容積に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、この項の規定を適用するものとする。

[略]

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

[略]

ルギー消費効率」という。)以上のもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第8項で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項で定めるもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第12項で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの

[略]

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び自家用の特種用途車のうちキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第61条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に定める額とする。この場合において、同条第4項に規定する自動車については、総容積に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、この項の規定を適用するものとする。

[略]

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

[略]

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 3 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。